

## 右京区職員等表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、右京区役所及び区内の各出張所（以下「区役所等」という。）に勤務する右京区職員（以下「職員」という。）及び各所属の係または担当、職員有志によって構成されたグループ（以下「係等」という。）に対する表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の事由及び被表彰者)

第2条 区長は、職員及び係等（以下「職員」という。）が他の職員の模範として推奨され、かつ、区役所等に寄せる市民の信頼の向上に資すると認められる行為を行った、または、通常業務において献身的な職務遂行に努めたときは次の各号に掲げる区分に従い、表彰を行う。

- (1) 業務表彰
- (2) 善行表彰
- (3) 社会貢献活動表彰

2 業務表彰は、職務の遂行に当たり市民に質の高いサービスを提供したこと、又は業務能率の改善向上に卓越した成果を挙げたことにより、市民全体の奉仕者として模範となる行為を行ったと認められるとき。

3 善行表彰は、職員が善行を行ったことにより区役所等に寄せる市民の信頼の向上に資すると認められるときに行うものとする。

4 社会貢献活動表彰は、職員が個人として社会全体に貢献する活動を継続して行い、市民の福祉の増進に顕著に寄与したと認められるときに行うものとする。

(表彰の内申)

第3条 所属長は、所属の職員で、第2条に規定する表彰事由に該当し、表彰するに値すると認められるものがあるときは、右京区職員等表彰内申書（別記様式。以下「内申書」という。）により区長に内申しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による内申に当たっては、所管業務を献身的に遂行した客観的事実が認められる、または、新聞等による報道、市民からの礼状等の收受、第三者機関からの表彰等により、当該職員の行為が表彰事由に該当することを証する事実を確認するものとする。ただし、所属長自らが当該事実を現認した場合は、この限りでない。

3 前2項の規定は、係等に係る表彰の内申について準用する。この場合において、同項中「所属の職員」とあるのは「所属の係等」と、「当該職員」とあるのは「当該係等」と読み替えるものとする。

(表彰審査委員会)

第4条 表彰に関する事項を審査するため、表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は地域力推進室長とし、副委員長は総務・防災課長とする。
- 4 委員は、別表第1のとおりとする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員会は、提出された内申書に基づき、表彰の可否及び程度について審査を行い、区長に答申する。
- 4 委員会の議事は、出席委員の総意をもって決することとし、意見が一致しない場合は委員長が決することとする。
- 5 委員会は、委員長の承認を得て関係職員を出席させ、事情を聴取することができる。
- 6 委員会の庶務は、地域力推進室が行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、別表第2の中欄に掲げる要件に基づき左欄の賞を授与するとともに、右欄の方法をもって行う。

(表彰の取消)

第7条 区長は、表彰を受けた職員に、表彰を受けるにふさわしくないと認められる非行があったときは、当該非行が表彰を受けた後に生じた場合においても表彰を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。